

教 育 委 員 会 2 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会2月定例会
開催日 令和6年2月8日（水）午前10時30分～午前10時59分
開催場所 議会棟4階 第1委員会室
出席者 高須教育長、秋元教育長職務代理者、中川委員、中澤委員、有山委員
事務局等出席者

藏守教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、下北教育監、中村社会教育部長、青木社会教育部部長、三宅社会教育部部長兼文化スポーツ室長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、山口学校教育部次長兼施設給食課長、山本社会教育部次長兼社会教育課長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、村井施設給食課長、大坪施設給食課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、岡元青少年課長、竹山教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、岡本（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会2月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は秋元教育長職務代理者にお願いします。

本日の案件は、議決事項が3件でございますが、追加議案として議案第6号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について」が提出されておりますので、議案第5号の後に議案第6号を審議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○高須教育長

御異議なしと認めます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、追加議案書の2点でございます。

以上でございます。

○高須教育長

それでは、議案書1ページ「1月・2月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。

事務局から報告事項ございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

1月・2月の一般事務報告をいたします。

本日2月8日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、1月6日から2月1日までに継続の後援が6件ございました。1件目は、NPO法人じぶん未来クラブによる、「HEART Global ミュージック・アウトリーチツアー2024夏 in 寝屋川」、2件目は、寝屋川市グラウンド・ゴルフ協会による、「第34回春季グラウンド・ゴルフ大会」、3件目は、寝屋川市立校園PTA協議会による、「第47回寝屋川市PTA大会」、4件目は、一般社団法人日本こどもスポーツ協会による、「足が速くなる教室」、5件目は、一般社団法人寝屋川青年会議所による、「第39回わんぱく相撲寝屋川春場所」、6件目は、北河内学校保健研究協議会による、「北河内学校保健研究大会」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ「2月・3月教育委員会行事計画書」についてお伺いします。

事務局から、何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

2月・3月の行事計画を御説明いたします。

まず、2月19日に学校訪問、3月26日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を予定しております。

次に、2月26日から3月25日まで開催されます、令和6年3月市議会定例会につきましては、2月27日、28日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会、3月6日、7日に代表質問、3月12日、14日、22日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会が予定されております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

2月・3月の行事計画を御説明いたします。

3月13日に中学校、15日に小学校の卒業証書授与式が行われます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。
ほかに、事務局から報告事項はございませんか。
はい、坂本課長。

○坂本学務課長

2月・3月の行事計画を御説明いたします。
3月19日に、市立幼稚園におきまして保育証書授与式が行われます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問ございませんか。
ほかに、事務局から報告事項はございませんか。
では、ないようですので「2月・3月教育委員会行事計画書」については予定どおりよろしくお願いいたします。
次に、4ページでございます。
議案第3号「寝屋川市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する市長からの意見聴取について」を議題といたします。
はい、坂本課長。

○坂本学務課長

ただ今御上程いただきました議案第3号「寝屋川市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する市長からの意見聴取について」、市長から意見聴取のありました寝屋川市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について回答するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則第1条第1号の規定に基づき市長から意見聴取のあった、寝屋川市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定について、協議を行い回答するためでございます。

議案書5ページを御覧ください。

教育委員会の意見を聴取する内容といたしましては、市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関することでございます。

この基本的事項の内容につきましては、議案書6ページを御覧ください。

1、対象施設につきましては、(1)現コスモス保育所の位置に設置する寝屋川市立まあぶるこども園星の学舎。(2)現あざみ保育所の位置に設置する寝屋川市立まあぶるこども園月の学舎でございます。

2、教育・保育理念につきましては、論理的思考、考える力の基礎を育成し、寝屋

川教育で掲げる「考える力を身につけた、たくましく生き抜く子」につなげるものでございます。

3、教育・保育方針につきましては、子どもが自己決定をできる取組を行うこと、対話を重視した取組を行うこと、様々な体験を重ねることを支援することによってでございます。

4、目指す子ども像につきましては、自己肯定感が高い子、自ら考えて行動する子、自分の意見が伝えられる子、相手の気持ちを理解できる子でございます。

5、特色ある教育・保育につきましては、令和5年3月に策定いたしました。ねやっC o o エージェンシー・プログラムを実施するものでございます。

6、その他といたしまして、保育時間、給食の提供、休園日について定めたものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

ではないようですので、お諮りいたします。議案第3号「寝屋川市立幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関する市長からの意見聴取について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、7ページでございます。

議案第4号「令和6・7年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について」を議題といたします。

はい、岡元課長。

○岡元青少年課長

ただ今御上程いただきました、議案第4号「令和6・7年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申につきまして」、寝屋川市青少年指導員要綱実施要領第2条第1号の規定に基づき、各中学校区寝屋川市青少年指導員推薦会議から推薦があった寝屋川市青少年指導員候補者を市長に内申するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市青少年指導員の任期満了に伴い、新指導員を市長に内申するためでございます。

次の8ページから13ページにかけて、第一中学校区から中木田中学校区までの12校区の青少年指導員候補者の名簿を掲載しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

○高須教育長

定年の年齢はありますか。

はい、岡元課長。

○岡元青少年課長

定年の年齢に関しましては満65歳でございます。

以上でございます。

○高須教育長

はい、分かりました。ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第4号「令和6・7年度寝屋川市青少年指導員の市長への内申について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、14ページでございます。

議案第5号「令和6年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思います。

非公開とすることに御異議ございません。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方につきましては、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(入室)

○高須教育長

再開します。

それでは、議案第5号「令和6年度寝屋川市立小・中学校管理職人事について」を原案どおり議決いたします。

次に、追加議案書1ページでございます。

議案第6号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、山本次長。

○山本社会教育部次長兼社会教育課長兼中央図書館長

ただ今御上程いただきました議案第6号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則につきまして」、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、図書館情報システムの更新に伴い、利用カードの提示に代わる方法を新たに追加するためでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただき、主な改正内容について御説明いたします。

4ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第8条第2項、個人貸出しにおきまして、利用カードの交付を現に受けているものでなければ、資料の個人貸出しを受けることができないことを、新たに規定するものでございます。

次に、第9条、貸出しの手続及び利用カードの交付の手続等といたしまして、資料の個人貸出しを受けようとするものは、館長の定めるところにより、利用カードを提示し、又は利用カードの提示に代わる方法として館長の定める方法による手続を行わなければならないことを、新たに規定するものでございます。

第17条、団体貸出しにおきまして、第8条の個人貸出しと同様に利用カードの交付を現に受けているものでなければ、資料の貸出しを受けることができないことを、新たに規定するものでございます。

6ページをお開きください。

次に第22条、移動図書館貸出しにおきましても、先ほどと同様、利用カードの交付を現に受けているものでなければ、資料の貸出しを受けることはできないことを、新たに規定するものでございます。

なお、最後に附則といたしまして、この規則は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第6号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いします。

では、ないようでございますので、これもちまして、教育委員会2月定例会を終了させていただきます。